



教室は、授業その他の学事の執行に支障がないと認め、かつ使用目的が学習活動、文化活動及び自治活動と認めた場合、日曜、臨時休業日を除く授業実施期間に限り使用できます。

ただし、以下の場合には使用できません。

- ・教室の管理に支障が生ずると認められるとき
- ・教室を毀損する恐れがあると認められるとき
- ・営利や特定物品等の販売促進を目的とするとき
- ・周囲の授業に支障があると思われるとき
- ・その他教室を使用することが不適当と認められるとき
- ・学外者の使用は認めません

【使用手続】

使用可能時間	授業時間割による時間区分とします。(施設管理上特に支障があるときは、変更することがあります。)
申し込み方法	所定の申請書に記入し、利用希望日の3週間前から7日前までに各窓口にて提出してください。講演会は、講師承諾書(所定用紙)の提出が必須となります。
許可証の交付	使用が許可され次第、受付窓口で許可証を交付します。
許可の取消、及び中止	次のような場合には使用許可を取り消し、使用を中止させることがあります。 ・大学が緊急に使用する必要が生じたとき ・不測の事態により教室の使用に不都合が生じたとき ・使用者が注意事項を守らなかったり、大学の指示に従わないとき ・自然災害などで休講措置がとられたとき
諸注意	利用については、多摩校舎教育施設(教室)学生使用基準に準じ、以下の注意事項を守ってください。 ・利用を許可された者は、施設(教室)の使用にあたって、常に教育施設(教室)貸与許可証を携帯すること。 ・原則、学生有志団体は授業期間のみの貸出とし、教室に備え付けの設備は使用しないこと。 ・教室内での火気の使用・喫煙は厳禁とすること。 ・教室使用申請書に記載した使用目的以外で使用しないこと。 ・教室使用許可証を第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。 ・使用許可時間を厳守すること。 ・授業その他学事の執行を妨害しないこと。 ・教室内の備品を著しく移動しないこと。 ・教室、附帯設備又は備品等(9号館については、9号館内の全ての施設設備とする。)を汚損若しくは破損又は滅失したときは、損害を賠償すること。 ・教室(9号館については、9号館内全部とする。)を使用後、直ちに使用前の状態に復すること。 ・その他教室の使用については、本学の指示に従うこと。

※ヶヶ谷田町キャンパスの教室使用については、国際情報学部事務室に問い合わせてください。

※茗荷谷キャンパスの教室利用については、茗荷谷スチューデントハブに問い合わせてください。なお、学生会所属部会が茗荷谷キャンパスの教室利用を希望される場合は、まずは学生会事務室までご相談ください。

【受付窓口】

教室を使用希望の学生・団体の受付窓口は次の通りです。

利用希望団体	受付窓口	電話番号
1. サブゼミ クラスミーティング ゼミ連	茗荷谷スチューデントハブ	03-5978-4141
	経済学部	042-674-3311
	商学部	042-674-3511
	理工学部・基幹理工学部・社会理工学部・先進理工学部	03-3817-1738
	文学部	042-674-3711
	総合政策学部	042-674-4111
	国際経営学部	042-674-4410
	全学連携教育機構	042-674-3663
2. 学生会所属団体	学生会事務室	042-674-4304
	学生会事務室理工学部分室	03-3817-1670
3. 学術研究団体	法職事務室	03-5978-4153
	総務部庶務課	042-674-2210
4. 上記以外の学生有志団体	学生生活課	042-674-3471
	都心学生生活課	03-3817-1717

※4. の学生の教室使用対象日は、授業実施日のみです。

※法学部の学生・団体は茗荷谷スチューデントハブに問い合わせてください。